

堺市教員採用リーフレット・ポスター制作等業務仕様書

1 業務名称

堺市教員採用リーフレット・ポスター制作等業務

2 業務目的

平成 21 年度から本市単独採用を開始し、10 年以上が経過した。堺市独自の教育に対する取り組みを十分にアピールし、全国の教員志願者が堺という都市に、また堺の教育に興味・関心をもち、堺でぜひとも教員をしたいと思いますような教員採用リーフレット及びポスターを作成し、質の高い教員志願者のさらなる拡大を図ることを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和 2 年 2 月 28 日まで

4 履行場所

本市が指定する場所

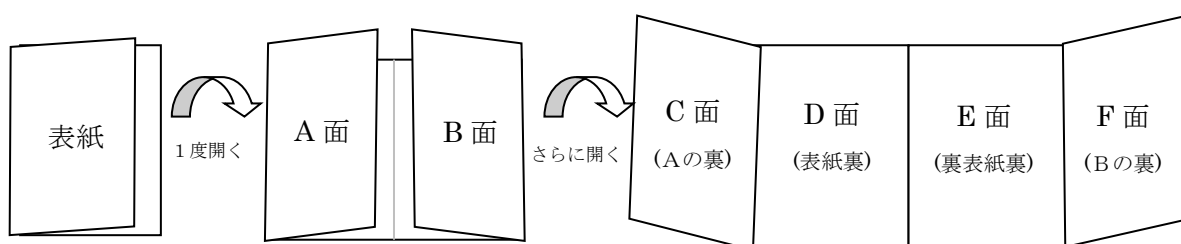
5 業務内容

I 教員採用 PR リーフレットの企画・立案・作成・印刷

(1) 内容

- ①制作に必要な撮影、取材、編集を行うこと。
- ②取材・撮影の日数は、ポスターと併せて 3 日間程度とする。なお、取材先学校園との日程調整等については、委員会が行う。
- ③リーフレットの構成、内容等は次のとおりとすること。なお、見開きページの名称については以下のページ構成イメージ図のとおりとする。

(ページ構成イメージ図)



○表紙

基本的なレイアウトは昨年度のリーフレットにならい黒板を基調としたものとし、黒板アートを掲載する。また、「笑顔あふれるプロジェクト進行中」という昨年度のキャッチコピーから前進させる文言を提案すること。基本的にはポスターとリーフレットの表紙は同様のレイアウトとする。

○A面 (小見開きの左側)

A面には、昨年度作成した DVD と関連させ、昨年度のリーフレットの「先輩から

みなさんへ」に登場する2名のメッセージやコメントをもとに、DVDの視聴につながるような内容とし、DVDへつながるQRコードを掲載する。QRコードについても関心をひく工夫のあるものとする。

○B面（小見開きの右側）

ベースは昨年度のリーフレットと同様に「[第2期]未来をつくる堺教育プラン」の紹介ページとしつつ、下側にはそれと関連させ選考試験の特長などを記載する。

（例 面接試験の回数が多い⇒1次で集団討論と個人面接、2次でも個人面接
人物重視の試験としている 等）

○C～F面（大見開き4ページ分）

堺の教育の魅力について、教員側と子ども側の活動風景をリンクさせながら伝えられる内容とする。取り上げる内容としては、堺独自の取組（連合運動会・音楽会、茶の湯、はとぶえ、百舌鳥・古市古墳群に関連した取組）や教員に対する研修制度等、魅力を感じられるものを選別する。校種については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校の5校種を紹介し、それぞれの学校園数や児童生徒数が分かるようにする。ページの分割方法やレイアウトについても関心をひくような工夫をすること。

※児童・生徒の写真で顔写真のアップや、個人が特定される写真を使用する場合は、モデルを使用すること。

○裏表紙

堺市の基本的なデータを掲載するとともに、採用試験の制度についても紹介する。

※リーフレット掲載の文章については、委員会が作成・指定する。

(2) 印刷

①部数及び紙質

12,000部（カラーコート紙90kg）

②体裁

A4サイズ8ページ（両観音折。4面見開き）

③校正

校正3回、色校正2回

④納品場所

堺市教育委員会事務局 教職員人事課

⑤納品方法

印刷物とともに、CD等でデータも同時に納品

II 教員採用PRポスターの企画・立案・作成・印刷

(1) 内容

リーフレットの表紙を基本とした内容とすること。

(2) 印刷

①枚数及び紙質

B1版：100枚（カラーコート紙110kg）

B2版：150枚（カラーコート紙110kg）

A3版：1,500枚（カラーコート紙110kg）

②校正

校正2回、色校正3回

③納品場所

堺市教育委員会事務局 教職員人事課

④納品方法

印刷物とともに、CD等でデータも同時に納品

6 スケジュール（参考）

日程	行程
10月～12月	契約 打合せ レイアウト・撮影 原稿提出
1月中旬	校正・印刷・完成
2月上旬までに	納品

7 著作権

- (1) 制作物の著作権は、全て、堺市に帰属するものとする。
- (2) 制作のために撮影したデータは全て、堺市教育委員会に供与し、その利用、再編集は堺市教育委員会等において自由に行うことができるものとする。
- (3) 第三者の著作権を使用する場合は、原則として「市、市の外郭団体及び堺市教育委員会等が発行する刊行物などに当該著作物を二次利用する場合は、あらかじめ無料で当該著作物使用の許諾を得たものとみなす」旨、受託者の負担で著作権処理を行うこと。
- (4) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、市、市の外郭団体及び堺市教育委員会等の使用に対し何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめ堺市教育委員会の意向を聞き、その承諾を得た上で、著作権処理を行うものとする。この場合、市、市の外郭団体及び堺市教育委員会等の使用に対し設けられた制限の内容について、受託者は文書で堺市教育委員会に報告すること。
- (5) 著名人の肖像権を伴うものの二次利用について、特に問題が発生すると思われるものは、堺市教育委員会と協議すること。
- (6) データは堺市教育委員会に引き渡すこととする。

8 遵守事項

- (1) 受託者は、本事業を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- (2) 業務責任者
 - ①業務全体を管理・統括する者（以下「業務責任者」という。）を一人おくこと。委員会との連絡調整は、原則としてこの業務責任者を通じて行う。この業務責任者は下請

けを認めない。

- ②受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、委員会に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- ③業務内容について、業務責任者又はそれに準ずる者が、事前に委員会担当者と打合せを行うこと。
- (3) 緊急時に迅速な連絡・対応をとるための体制をあらかじめ委員会へ報告するとともに、緊急時においては速やかに対応のうえ、その対応状況と結果を委員会に報告すること。
- (4) 委員会が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善対策報告書を委員会に提出し、速やかに改善すること。
- (5) 本業務に従事する者又は従事した者は、堺市個人情報保護条例に基づき、本業務に関して知りえた情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。

9 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ②受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- ③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為

(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

10 その他

- (1) 撮影、編集にあたっては、教職員・児童・生徒のプライバシーに配慮すること。
- (2) 個人が特定されるような子どもの写真を使用する場合はモデルを使用すること。
- (3) 全工程において、人権面について配慮をすること。
- (4) 納品までの日程を定めた工程表を作成し、工程表に基づき、委員会と協議しながら作業を進めること。
- (5) 業務の履行上、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、その内容について、本契約終了後も秘密を厳守しなければならない。
- (6) 取材の手配、交渉等、委員会で特に指定しない限り、受託者が行うこと。
取材協力者等への制作物は、納品物とは別に受託者で確保する。
- (7) 契約書、仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議のうえ定める。また、本仕様の内容を変更する必要がある場合には、双方が協議して決めるものとする。